# 令和７年度 制度改正等について

令和７年４月

静岡市契約課企画係

# 制度等改正について

**1．静岡市建設工事執行規則の改正に伴う契約約款の改正**

1-1　書類の電子化

1-2　工程表の提出期限の見直し

1-3　請負代金内訳書の義務化

1-4　電子保証制度の導入

1-5　工事関係書類の標準様式への統一化（執行規則内に定める様式）

**2．建設工事における技術者等の適正な配置のための手引の改正**

2-1　各種金額要件の引き上げ

2-2　専任特例の新設

2-3　営業所技術者等の専任の特例

2-4　直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

**3．建設工事における発注基準の見直しについて**

# １．静岡市建設工事執行規則の改正に伴う契約約款の改正

本市が発注する建設工事について、契約保証等の建設工事の履行に関する手続の電子化を推進するとともに、受注者に提出を求める文書や提出期限について見直しを行った。提出を求める文書は国が定める標準的な様式に沿った内容とし、不要な様式は廃止すること等により、受注者・発注者双方の事務負担を軽減し、公共工事の円滑な実施を推進するため、所要の改正を行った。

【改正スケジュール】

令和７年１月29日～２月28日まで　パブリックコメント実施

令和７年３月28日　公示

令和７年４月１日　施行

# １．静岡市建設工事執行規則の改正に伴う契約約款の改正

## １-１　書類の電子化

【改正前】

（総則）

第１条　１～５　略

６　この約款に定める請求、解除、通知、報告、申出、承諾及び催告は、書面により行うものとし、受注者が発注者に提出する書面の書式は、発注者の定めるところによる。

【改正後】

（総則）

第１条　１～５　略

６　この約款に定める請求、解除、通知、報告、申出、承諾及び催告は、書面により行うものとする。ただし、発注者が必要があると認めるときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって発注者が適当と認めるものにより行うことができ、受注者が発注者に提出する書面の書式は、発注者の定めるところによる。

# １．静岡市建設工事執行規則の改正に伴う契約約款の改正

## １-２　工程表の提出期限の見直し

【改正前】

（工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書）

第３条　受注者は、この契約締結の日から14日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、１件 500万円未満の工事については、これを省略することができる。

【改正後】

（工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書）

第３条　受注者は、この契約締結の日から30日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、１件 500万円未満の工事については、これを省略することができる。

# １．静岡市建設工事執行規則の改正に伴う契約約款の改正

## １-３　請負代金内訳書の義務化

【改正前】

（工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書）

第３条　１～３　略

４　受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結の日から14日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

【改正後】

（工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書）

第３条　１～３　略

４　受注者は、この契約締結の日から14日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

# １．静岡市建設工事執行規則の改正に伴う契約約款の改正

## １-４　電子保証制度の導入

【改正前】

（契約の保証）

第４条　１～６　略

【改正後】

（契約の保証）

第４条　１～６　略

７　前項の場合において、受注者は、同項の規定による保証証書等の提出又は保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保険契約の相手方たる保証事業会社が定め、かつ、発注者が適当と認める措置を講ずる方法によることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書等を発注者に提出し、又は当該保険証券を発注者に寄託したものとみなす。

※その他、第35条（前金払及び中間前金払）及び第36条（保証契約の変更）にも電子保証制度に関する条文を追加

# １．静岡市建設工事執行規則の改正に伴う契約約款の改正

## １-５　工事関係書類の標準様式への統一化（執行規則内に定める様式）

・工程表（様式12号（第20条関係））

⇒工程表（名称変更なし）

・主任技術者等通知書（様式第14条（第22条関係））

⇒現場代理人等通知書

・工期延長請求書（様式17号（第33条関係））

⇒工期延期届

・完成届出書（様式第19号（第44条関係））

⇒完成通知書

・修補完了届出書（様式第20号（第44条関係））

⇒修補完了届

本改正により、国土交通省の標準様式34様式のうち、本市該当28様式すべてが標準様式へ統一化された。

# ２．建設工事における技術者等の適正な配置のための手引の改正

本市が運用する表題の手引は、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき策定している。このたび、建設業法の改正などに伴い、同省から当該マニュアルを改正する通知（令和７年１月28日国不建技第147号）がなされたため、これに対応して本市の手引を改訂した。

# ２．建設工事における技術者等の適正な配置のための手引の改正

## ２-１　各種金額要件の引き上げ

【改正前】

| 主な要件の対象 | 金額（建築一式工事） |
|---|---|
| 特定建設業許可が必要な下請代金額 | 4,500万円（7,000万円）以上 |
| 監理技術者の配置が必要な下請代金額 | 4,500万円（7,000万円）以上 |
| 専任の技術者等の配置が必要な請負代金額 | 4,000万円（8,000万円）以上 |

【改正後】

| 主な要件の対象 | 金額（建築一式工事） |
|---|---|
| 特定建設業許可が必要な下請代金額 | 5,000万円（8,000万円）以上 |
| 監理技術者の配置が必要な下請代金額 | 5,000万円（8,000万円）以上 |
| 専任の技術者等の配置が必要な請負代金額 | 4,500万円（9,000万円）以上 |

# ２．建設工事における技術者等の適正な配置のための手引の改正

## ２-２　専任特例の新設

建設工事に配置することが求められている主任技術者又は監理技術者は、請負金額が一定金額以上の場合には工事現場毎に専任で配置することとされているが、技術者の役割が十分に果たし得る範囲においては、専任配置の特例が設けられている。

【専任特例１号（建設業法第26条第３項第１号）】を適用するための条件

①各建設工事の請負金額が、１億円（建築一式工事の場合は２億円）未満

②現場間が１日で巡回可能かつ、移動時間が概ね２時間以内（片道）

③下請次数は３次まで

④技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）の配置（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者）

⑤施工体制を確認できる情報通信技術の措置（CCUSなど）

⑥人員の配置を示す計画書の作成、保存等

⑦現場状況を確認するための情報通信機器の設置（スマートフォンなど）

⑧兼任できる現場は２件まで

【専任特例２号（建設業法第26条第３項第２号）】を適用するための条件※監理技術者補佐を置く場合

①兼任できる現場は２件までとし、いずれも国または地方公共団体等の発注案件であること

②予定価格（税込）が、いずれも３億円未満

③兼任する工事現場間を概ね２時間以内で移動できること

④低入札工事でないこと

※専任特例を適用しようとする場合は、必ず「監理技術者制度運用マニュアル」や国交省作成の「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」を確認すること。

# ２．建設工事における技術者等の適正な配置のための手引の改正

## ２-３　営業所技術者等の専任の特例

営業所技術者等（特定営業所技術者又は営業所技術者）は、請負契約の締結にあたり技術的なサポートを行うことが職務のため、所属営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められる。

ただし、以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。

Ⅰ【主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事】

①当該営業所において請負契約が締結された工事であること

②兼任できる現場は１件まで

③専任特例１号の要件①～⑦を満たしていること

④営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

Ⅱ【主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（現場と営業所が近接している場合）】

①当該営業所において請負契約が締結された工事であること

②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること

③営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

Ⅲ【主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（Ⅱの場合以外）】

Ⅰの要件を全て満たすこと（専任特例１号の①は除く）

# ２．建設工事における技術者等の適正な配置のための手引の改正

## ２-４　直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設工事の請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係の確認方法について、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」において、「資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書」と規定されていた。

マイナンバー法等の一部改正により、令和６年12月２日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことに伴い、雇用関係の確認書類については以下のとおりとする。

【確認書類】

・監理技術者資格者証（表・裏）の写し

・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し

・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

・所属企業の雇用証明書の写し　⇒契約課で様式を作成済み

又はこれらに準ずる資料

※健康保険被保険者証については、有効期限内であれば確認書類として可とする。

※令和７年２月26日付け06静財財契第2670号にて通知済み（静岡市HP）

※様式は、静岡市HP – しごと・産業 – 事業者の方へ – 入札・契約 – 建設工事及び建設業関連業務 - 規程・様式集　に掲載。

上記掲載箇所のほか、PPIに掲載している「落札候補者提出資料（Excelファイル）」内にも格納済。

入札番号　第　　号

# 雇用証明書

令和　　年　　月　　日

| | |
|---|---|
| 工　事　名 | ○○○工事 |

下記の者について、直接的かつ恒常的な雇用関係であることを証明します。

| | | |
|---|---|---|
| 就労者 | フリガナ | |
| | 氏　　名 | |
| | 生年月日 | 昭和　　年　　月　　日 |
| | 性　　別 | |
| | 入社年月日 | 平成　　年　　月　　日 |

証明者

所在地　●●県●●市●●00番00号

事業所名　●●株式会社

代表者名　（役職）　代表取締役　（氏名）　●●　●●

電話番号　000-000-0000

証明書発行責任者　（役職）　静岡支店長　（氏名）　●●　●●

作成担当者名　●●　●●

担当者連絡先　000-000-0000

※　当該証明書は、証明を受ける就労者以外の方が作成してください。

※　証明書発行責任者については、証明書の内容に責任を持つ者の職氏名を記載してください。（代表取締役、人事部長、支店長、営業所長　等）

※　作成担当者名／担当者連絡先については、当該証明書の記載内容の確認や事務的な連絡を受ける場合の担当者の氏名、電話番号を記載してください。

※　上記の「就労者欄」、「証明者欄」と同様の内容の記載があれば、当該様式を使用せず、任意の様式で作成しても構いません。

※　証明書発行責任者、作成担当者名、担当者連絡先の３項目の記載があれば代表者印及び会社印の押印は不要です。

# ３．建設工事における発注基準の見直しについて

国土交通省は、工事規模に応じて競争参加者の等級区分を定める目安となる発注基準を、1999年度に変更してからおよそ26年ぶりに見直した。

近年の急激な物価上昇等を踏まえ、現行の発注基準の金額を1.14倍に引き上げた。

静岡市においても、ここ数年の発注状況等を分析し、現行の発注基準等について見直しの検討をしていく。

【現　行】

| 等級 | 建設工事の種類と予定価格 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 土木一式工事 | 建築一式工事 | 電気工事 | 管工事 | 舗装工事 |
| A | 4,000万円以上 | 8,000万円以上 | 1,500万円以上 | 1,500万円以上 | 1,500万円以上 |
| B | 4,000万円以上<br>1,500万円未満 | 8,000万円未満<br>2,000万円以上 | 1,500万円未満<br>500万円以上 | 1,500万円未満<br>500万円以上 | 1,500万円未満<br>500万円以上 |
| C | 1,500万円未満<br>500万円以上 | 2,000万円未満 | 500万円未満 | 500万円未満 | 500万円未満 |
| D | 500万円未満 | | | | |

見直しの検討